

令和7年第21回（10月）川俣町農業委員会定例総会会議録

令和7年10月16日（木曜日）午後1時15分開会

1. 応招（出席）委員は次のとおりである。

1 番 高 橋 亨 君	2 番 佐 藤 朋 子 君	3 番 安 田 泰 良 君
4 番 廣 野 忠 次 君	5 番 伊 藤 正 清 君	6 番 佐 藤 眞 一 君
7 番 佐 藤 吉 彦 君	8 番 菅 野 儀 政 君	9 番 齋 藤 勝 士 君
10 番 間 律 子 君	11 番 谷 田 部 広 好 君	12 番 遠 藤 政 信 君
13 番 菅 野 幹 雄 君	14 番 齋 藤 広 幸 君	15 番 大 内 勇 人 君
16 番 落 合 啓 好 君	17 番 菅 野 利 則 君	18 番 菅 野 朝 夫 君
19 番 高 橋 忠 俊 君		

2. 不応招（欠席）委員は次のとおりである。

なし

3. 説明のため出席した事務局職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	穴 沢 幸 也 君	事 務 局 次 長	菅 野 健 一 君
農 地 係 長	酒 井 可 南 子 君		

4. 本会議案件は次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案の上程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（許可）
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について（進達）
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（進達）
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

その他

資料1 放射性廃棄物仮置場の廃止について

議案審議

議案内容説明・質疑・討論・採決（議案第1号～第5号）

会 議 の 経 過

○議長（菅野儀政君） ただいまから第21回川俣町農業委員会定例総会を開会いたします。

出席の農業委員は8名中8名です。農地利用最適化推進委員の出席は11名です。定足に達しておりますので、定例総会は成立しております。（午後1時15分）

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） それでは、議長より指名させていただきます。

7番、佐藤吉彦委員、1番、高橋亨委員をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について（許可）」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） 農地法第3条の許可申請の許可に係るものは、所有権移転2件でございます。

1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、審査のうえ決定するものとする。

令和7年10月16日提出

川俣町農業委員長 菅野儀政

2ページをお開きください。

農地法第3条第1項の許可申請

番号、許可を受けようとする土地等の所在、許可を受けようとする理由、申請当事者の経営面積、自小作別の順に読み上げます。

番号1

申請当事者住所氏名職業

譲渡人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○○○○○○○○○

譲受人 ○○○○○○○○○○○○
○○○ ○○○○○○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○

畑 ○○m²

計 ○筆 ○○m²

許可を受けようとする理由

申請地は、譲渡人が県外在住かつ高齢のため管理が困難であり、譲受人の自宅に隣接し、利便性と作業効率が良いため、譲り受けて新規就農したい。

(所有権移転 ○○○○○○)

申請当事者の経営面積

譲渡人	田	○○m ²
	畑	○○m ²
	合計	○○m ²
譲受人	田	○○m ²
	畑	○○m ²
	合計	○○m ²

自小作別 自作地

番号 2

申請当事者住所氏名職業

譲渡人	○○○○○○○○○○○○	
	○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○
譲受人	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
	○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○○○	
畑	○○m ²
計 ○筆	○○m ²

許可を受けようとする理由

申請地は、譲受人の親族の敷地と隣接し、利便性と作業効率が良いため、譲り受けて規模拡大したい。

(所有権移転 ○○○○○○)

申請当事者の経営面積

譲渡人	田	○○○○m ²
	畑	○○○○m ²
	合計	○○○○m ²
譲受人	田	○○○○m ²
	畑	○○○○m ²
	合計	○○○○m ²

自小作別 自作地

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） それでは、番号1について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。担当委員、10番、間律子委員、お願いい

たします。

○10番（間律子君） 10番、間です。

本件につきましては、10月7日に安田委員と現地を確認しました。申請人には、10月8日に電話で確認をいたしました。譲渡人は、県外在住にて高齢のため農地の管理が困難とのことで、譲受人とは古くからの付き合いがあり、ぜひ贈与して使ってもらいたいとのことでした。また、譲受人は、自宅に隣接し、今まで圃場の保全管理などを行っていた経緯もあり、利便性と作業効率もよいため、譲り受けて耕作をしたいということでした。申請内容に相違なく問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号1を原案のとおり許可いたします。

次に、番号2について、担当委員、13番、菅野幹雄委員にお願いいたします。

○13番（菅野幹雄君） 13番、菅野です。

この件につきましては、10月14日に現地確認をいたしました。また同日、両名代理人の行政書士のほうに電話をいたしまして内容を確認し、相違ないということでございます。特に問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号2を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号2を原案のとおり許可いたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について（進達）」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） 農地法第5条の規定による許可申請の進達に係るものは、使用貸借権設定1件でございます。

5ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

別紙のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、意見を付し進達するものとする。

令和 7 年 1 0 月 1 6 日 提出
川俣町農業委員会 会長 菅野儀政

次のページをお開きください。

農地法第 5 条第 1 項の許可申請

許可を受けようとする土地等の所在、許可を受けようとする理由及び施設の概要、備考の順に読み上げます。

番号 1

申請当事者住所氏名職業

譲受人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○
譲渡人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
田 ○○○㎡のうち○○○㎡ほか○筆
計 田○筆 ○○○㎡

許可を受けようとする理由及び施設の概要

申請地を借り受け、残土置場兼農地改良を行いたい。
(一時転用 使用貸借権設定 許可の日から○○○○○○○○○○○○○○○○○○まで)

備考

残土置場 ○○○○㎡
法面 ○○○○㎡
沈砂池 ○○○○㎡
進入路 ○○○○㎡
その他 ○○○○㎡
計 ○○○○㎡
うち併用地
原野 ○○○○㎡

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） それでは、番号 1 について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。担当委員、19 番、高橋忠俊委員、お願いいたします。

○19 番（高橋忠俊君） 19 番、高橋です。

この案件につきましては、10 月 10 日、会長と共に現地を確認いたしました。さらに、受人、渡人につきましては、各おのおの電話で確認いたしましたところ、申請どおり間違いがないということでございますので、よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菅野儀政君) よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菅野儀政君) 異議ありませんので、番号1を原案のとおり許可相当として
県知事に意見を付して、送付いたします。

◇

◇

◇

○議長(菅野儀政君) 次に、日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について(進達)」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長(穴沢幸也君) 農地法第5条の許可後の事業計画変更申請の進達に係るものは、1件でございます。

11ページをお開きください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
別紙のとおり、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書の提出
があったので、意見を付し進達するものとする。

令和7年10月16日提出

川俣町農業委員長 菅野儀政

次のページをお開きください。

農地法第5条第1項の事業計画変更申請

許可を受けようとする土地等の所在、許可を受けようとする理由及び施設の概要、備考の順に読み上げます。

番号1

申請当事者住所氏名

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○○○

畑 ○○㎡

計 畑○筆 ○○㎡

(○○○○○○○○許可)

許可を受けようとする理由及び施設の概要

①支柱位置について電力事業者との交渉が長引いていること、②建設資材の価格高騰や在庫不足により調達に時間を要していること、工事期間を延長したい。

(工事期間 ○○○○○○○○○○までを○○○○○○○○○○まで延長)

備考

土地所有者の同意もあり、期間の延長のほかは事業計画に変更なし。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） それでは、番号１について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。担当委員、１８番、菅野朝夫委員、お願いいたします。

○１８番（菅野朝夫君） １８番、菅野です。

１０月９日に、事業者の担当者のところに電話をいたしました。延長するのは申し訳ないということでございましたし、間違いのないところをご報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号１を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号１を原案のとおり許可相当として県知事に意見を付して、送付いたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第５、議案第４号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） 農用地利用集積等促進計画（案）に係る案件は、農地中間管理事業による使用貸借権の設定で、一般地区新規２件、山木屋地区新規１件でございます。

１７ページをお開きください。

議案第４号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

農用地利用集積等促進計画（案）に対して、川俣町長より意見を求められたので、審査のうえ意見書を提出するものとする。

令和７年１０月１６日提出

川俣町農業委員会長 菅野儀政

１９ページをお開きください。

利用権設定各筆明細、新規、農地中間管理事業分は２０ページまでとなっております。利用権設定を受ける農用地の合計を読み上げます。

田の計 ○筆 ○○○㎡

畑の計 ○筆 ○○○㎡

合 計 ○筆 ○○○㎡

続きまして、２２ページをお開きください。

令和７年度１１月分川俣町山木屋地区新集積計画（案）ですが、２７ページまで記載のとおりでございます。利用権の設定を受ける農用地の合計を読み上げ

田の計	〇〇〇筆	〇〇〇〇m ²
畑の計	〇〇〇筆	〇〇〇〇m ²
合 計	〇〇〇筆	〇〇〇〇m ²

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

それでは、担当委員から補足説明をお願いいたします。一般地区番号１、１４
番、齋藤広幸委員をお願いいたします。

一般地区農地番号１につきまして、譲受人に１０月１１日、譲渡人に９月１２日に、それぞれ電話にて確認をしました。内容に間違いはございませんので、よろしくお願い致します。

○5番（伊藤正清君）　5番、伊藤です。

○議長（菅野儀政君） 次に、山木屋地区番号１、１８番、菅野朝夫委員、お願いいたします。

これは中間管理機構を通す一連の事務的なことでありますので、何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

一般地区番号 1 及び番号 2 並びに山木屋地区番号 1 を原案のとおり決することに異議ありませんか。

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、原案のとおり農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について「異議なし」と、貸付相手方に関する要件について「条件を満たしている」と意見を付して、川俣町長に提出いたします。

– 8 –

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） 28ページをお開きください。

議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、審査のうえ決定するものとする。

令和7年10月16日提出

川俣町農業委員長 菅野儀政

次のページをお開きください。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接し、取り扱うことも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護についても徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、これまで以上に高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施し、農業委員会の議事の公正性・透明性を確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守による綱紀保持を徹底するための研修等を適時実施すること。

令和7年10月16日

川俣町農業委員会

ご説明申し上げます。

行政委員会である農業委員会におきましては、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めているところですが、今般、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成など、不祥事が続けて発生しております。

このことを受け、福島県農業会議より、農業委員会の社会的役割の重大さを再認識し、万が一にも同種の事案が発生させることのないよう、農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取組の徹底を図るため、県下農業委員会において、定例総会等において申し合わせとして決議いただき、その結果を議事として記録を残してほしいとの依頼があったため、皆さんにお諮りするものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議がありませんので、原案のとおり決することといたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

これをもちまして第２１回定例総会を閉会いたします。

（午後１時３７分）

以上、事実と相違ないことを証するため署名する。

川俣町農業委員会

議 長 菅 野 儀 政

議事録署名人 佐 藤 吉 彦

議事録署名人 高 橋 亨